

長崎県知事
中村 法道 様

長崎県被爆者手帳友の会
会 長 朝長万左男（公印省略）
長崎県被爆二世の会
会 長 丸尾 育朗（公印省略）
長崎被爆二世の会
代 表 小浜ちず子（公印省略）

被爆二世・三世に関する申し入れ

今年是被爆七六周年を迎えます。「被爆者援護法」はあるものの、被爆二世・三世に対する救済の道は開かれていません。被爆二世・三世も被爆者である親と同じく健康不安を抱え、なかには病氣と闘いながらの日々を送る者もいます。こうした状況のなかで行われている被爆二世対策は、唯一、国の被爆二世健康診断だけです。その健診内容はガン検診も含まれておらず非常に簡単な内容で、被爆二世の健康不安を解消するものとなりえていません。そして、被爆三世に対する対策は何もありません。健康に不安を持つ被爆三世が希望しても健康診断さえ受診することができません。被爆二世・三世が抱える問題の解決のためには、まず今日被爆二世・三世がどのような状態におかれているのかその実態を把握すること、健康や生活への不安を解消することが必要です。被爆二世・三世の実態調査と被爆二世健康診断の充実（ガン検診の追加）及び被爆三世に対する健康診断の実施さらには医療の措置が急務です。また、被爆者、被爆二世・三世は日本人だけではありません。韓国・朝鮮人、中国人被爆者や被爆二世・三世等への援護政策も必要です。

今回も直接知事本人との面会を求めます。貴職におかれましては、直接会って話を聞き、被爆者や被爆二世・三世のおかれている実態を理解していただき、次の事項について善処していただきますとともに、被爆県として被爆二世・三世対策に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、文書で回答していただきますように要求します。

記

一、国の戦争責任を明確にし国家補償に基づく被爆者援護法に法改正するよう国に強く働きかけること。
二、被爆二世・三世を五号被爆者として位置づけるなど被爆者援護法を被爆二世・三世にも適用することを国に強く働きかけること。

三、被爆二世・三世の生命、健康、生活などの基本的人権を保障する立場で、次の対策を県として実施すること。
（一）被爆二世・三世の生活と健康についての実態調査を実施すること。また、実施にあたっては、方法、内容を二世団体と事前に協議すること。

（二）被爆二世・三世が健康実態を把握でき、医療補償へとつながる被爆二世・三世健康診断を県独自で実施すること。

四、県独自の措置として現行「被爆者援護法」による対策を被爆二世・三世に対しても適用し、「被爆二世・三世健康手帳」（仮称）を交付すること。
なお、当面、被爆二世健康診断で要精密検査となった場合、再検査及び治療にかかる費用は県負担とする。

五、国（厚生労働省）が被爆二世健康診断を実施する際には、事前に二世団体と協議すること。
六、被爆二世健康診断の充実を図ること。

（一）健康診断希望者数と受診者数を明らかにすること。

（二）健康診断に関する広報の強化を行うこと。

（三）過去の調査研究のまとめについて早急に被爆者団体、二世団体に資料を提供すること。

（四）受診者のプライバシー保護については徹底すること。

（五）現在希望者だけである肝機能検査の追加やガン検診の希望者への実施など検査項目の充実や問診の充実を図ること。

（六）健康診断にかかる交通費を支給すること。

（七）健診の申し込みはこの市町村でも受け付けられるようにすること。また、健診を居住区の指定場所に限らず勤務地などの希望する場所でも受診できるようにすること。

（八）健康診断を受診するときは勤務扱いとするように雇用主に要請すること。

（九）健康診断を一年を通して受診できるようにすること。

（一〇）被爆三世も受診できるようにすること。

七、韓国・朝鮮人、中国人等の外国人被爆者及び被爆二世・三世に対する援護政策を実施すること。